

(仮称) 道の駅しろいし整備事業 サービス対価の算定方法及び支払方法 修正箇所一覧表

No.	書類名	修正前 ページ	修正後 ページ	項	項目名	修正前：サービス対価の算定方法及び支払方法（令和5年12月）	修正後：サービス対価の算定方法及び支払方法（令和6年2月）
1	サービス対価の算定方法及び支払方法	1	1	3 (1)	サービス対価Aの支払方法	毎年度の支払額は、応募者が提案時点で想定した額を上限とする。支払回数は令和6年度分を第1回とし、以降年度ごとに年1回、令和9年度を最終回とした計4回とする。	毎年度の支払額は、応募者が提案時点で想定した額を上限とする。支払回数は令和6年度分を第1回とし、以降年度ごとに年1回、令和8年度を最終回とした計3回とする。
2	サービス対価の算定方法及び支払方法	2	2	3 (2)	サービス対価Bの支払方法	本市は、PFI事業者からの請求手続を経て、施設の維持管理・運営業務の対価を、維持管理・運営期間のうち施設供用開始後、年4回（1月、4月、7月、10月）、PFI事業者に支払う。支払いは、四半期分を翌々月の10日までに支払う。	本市は、PFI事業者からの請求手続を経て、施設の維持管理・運営業務の対価を、維持管理・運営期間のうち施設供用開始後、年4回【削除】、PFI事業者に支払う。支払いは、四半期分を翌々月の10日までに支払う。